

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 10 月 25 日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
那珂川市監査委員 上野 彰

記

1 令和 2 年度定期監査
監査結果及び措置状況

令和 2 年 11 月 10 日付け 2 那監第 1139 号（教育指導室分）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 契約変更伺における専決事項について</p> <p>(1) 中学校民間教育団体活用スペシャル講座事業業務委託</p> <p>(2) リアテナント活用学力育成事業業務委託</p> <p>那珂川市事務決裁規程及び教育委員会事務決裁規程において、「委託業務等の契約を伴う事業についての決裁区分は支出負担行為の区分による。」と規定されている。</p> <p>上記業務においては、業務委託伺及び契約締結伺等は事務決裁規程に基づき、(1) は市長決裁、(2) は教育長決裁で適正に処理されているが、業務委託変更伺は権限がない課長決裁で変更契約が行われている。</p>	<p>定期監査の結果を受け、事務決裁規程及び契約事務についての課内会議を実施し、決裁区分や適正な契約事務について再確認を行った。</p> <p>その後の契約事務においては、決裁前に職員間でダブルチェックを徹底し、再発防止に努めている。</p>

専決事項について、権限が与えられていない者の決裁によって、変更契約が行われたことは大きな問題であり、事務決裁規程に基づく、適正な事務処理を行われたい。